慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	リプライ: 新しい性道徳の創造をめざして
Sub Title	
Author	永田, えり子(Nagata, Eriko)
Publisher	三田社会学会
Publication year	1998
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.3 (1998.) ,p.61- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評論文/リプライ
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-19980000-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

リプライ：新しい性道徳の創造をめざして

永田 えり子

まずは評者に心から感謝の意を表したい。幣書をこのように深く読み、展開して頂けたことは望外の喜びである。そしてその批判は傾聴すべき点が多い。だが、反論が可能である部分もまた見受けられると考える。以下、その点を中心にリプライを行いたい。

【総論】

「いい悪いが大事なことはわかる、しかし、だからどうせよというのか。」全体として、評者のコメントはこの一点に集約されると考える。

・いい悪いの区別は結局独善主義に陥らないか
・糾弾主義に陥っていないか
・「悪い」からといって法的に禁止すれば、かえって弊害が生じる場合（過剰取り締まりや偽善、私生活への過度の介入や人間性の無視）もある。
・市場を禁止することは無理がある。

こういう指摘である。これらに対し、まずは総括的にこう答えたい。「いったいどうすればよいのか、ということは、まずはいい悪いが決まってから先の話である」と。

上記の諸問題は、社会統制の問題である。社会統制には危険が伴う。予期せざる効果もまた大きい。しかし、社会統制を行わないこともまた、危険なのである。社会統制を行わないことそれ自体もまた、予期せざる効果を生む。

統制しても危険、しなくても危険であるならば、問題は何を統制すべきで、なにがそうすべきでないかということである。すなわち統制目標をどう設定するか、目標間でコンフリクトが生じたら、どれをどの程度優先するのか、こういった価値判断こそがまず行われなくてはならないことなのだ（本書１章の機能主義の節の趣旨はこういうことであった）。目的さえ合意できれば、解決は後から工夫すればよい。それは技術的な問題であると考えたのである。すなわち「いい悪いが先」なのである。

この点は、評者にもあらかた同意して頂けると思う。しかし、状況認識が若干異なっているように思われる。私は、少なくとも現在の日本社会において、いまや怖れるべきは社会統制の危険性ではなく、社会統制がないことの危険性だと思っている。憂うべきは独善よりも、半端な価値相対主義であると思っている。子どもの「人を殺してどこが悪い」という問いかけに大人が答えることができない、いまやそういう時代なのである。

評者はいう。悪いとわかっていてするのが人間性である、と。私もまったくそう思うし、そうであるなら問題はない、と思っている。しかし、われわれははたして「悪いとわかっ

て」いるのか？　売買春やセクハラは「悪いこと」なのか？　少なくとも「悪くない」と主張する人々がいる。それゆえに売買春の合法化に取り組もうという人々もいる。これらが「悪い」ことは、社会の自明の前提ではないのである。だからこそ、議論しなければならない。そう思っているのである。

【各論】

では、以上のような前提のもとに、個別の論点について議論してゆきたい。

1．リベラリズムとリバータリアニズム

評者は私の立場を「広く理性的に合意できる間主観的な立場」であると適切に要約した上で、そのリベラリズムとの共通性を指摘し、私の自由主義批判との矛盾を突いている（注1）。細かな論点であるが、私が仮想敵として選んだのはリバータリアニズム（権利絶対主義）で、リベラリズムではない。リベラリズムは、まだ立場が定まっていない、それゆえ、論敵として採用しがたいと考えたためである。また、リベラリズムはそれゆえ、さまざまな立場、可能性を含みうる。個人的には、新しいリベラリズム、道徳的なリベラリズムを構想したいと考えている（個人的にはさらに、井上達夫氏はたいへんに評価している）。

2．法的禁止

「「悪」と認定される行為にどのように対処すべきだと著者が考えているのかは（中略）読みとりにくい」と評者はいう。その理由は、正直なところ、考えていなかったためである。問題はそれ以前にあるということは総論で述べた。

ではどうすればよいのだろうか。売買春やセクハラは法的に禁止すべきでないのだろうか、評者が指摘するように、さまざまな「悪」を併発するので、「社会の自律性」にまかせるべきなのだろうか。

法学者の多数派は、おそらくこの問いにイエスと答えるであろう。私は法規制万能主義者ではない。社会には法以外にもさまざまなサンクションがあり得ることは承知の上で、また承知だからこそ、この答えには「ちょっとまった」をかけたい。

われわれは、先の大戦の反省から、「国家権力の危険性」を怖れている。しかし、「国家権力がない」こともきわめて危険である。国家権力のない状態とは、完全な無秩序・混乱・弱肉強食を意味するか、さもなければ（国家でない）別の権力によって統制されているか、どちらかでしかない。「社会の自律性」という美名のもとで行使されるのは、やはり権力であったり、それ以前のむき出しの暴力や金銭力であったりするのである。

したがって、「国家権力は危険だ」とだけいうのは危険である。それはマスコミや、大企業や、その他現在の強者（男性も含むかもしれない）の力の後押しをすることにしかな

らないかもしれない。とりわけ、現代日本社会のように、社会の中間集団がほとんど壊滅状態であるような社会、個人が社会と直接結びついているような社会ではその危険はきわめて大きい。すなわち、「社会の自律性」には基本的に期待できないような社会なのである。

いずれにせよ問題は、どちらの力がより「タチが悪い」か、ということであろう。そして私は、法はかなり「タチのいい」力だと信じている（民主的に行われる限りは）。そして、その力による弊害を極力なくすべく工夫することが、これからの社会にとってきわめて重要だろうと考えている。

評者は言う。かつてソ連で強姦に極刑を科したとき、かえって好ましからざる帰結が生じた、裁判官が刑を科すのにためらい、被害者の落ち度を詮索した、と。

おっしゃるように、法にはそのような予期せざる効果がつきものだ。しかし、それは個別になくす、あるいは減らすことができないのだろうか。現に、警察のなかでそのような工夫が進んでいるのは周知の通りである。むしろ、このような効果をおそれるあまり、重い刑を科すことをやめようというならば、それは「たらいのお湯と一緒に赤ん坊を流す」行為にならないだろうか。「重い刑」なら何にせよ、裁判官はためらうはずである。ならば、何をしでかそうと、すべて重い刑を科すことはやめるべきだ、という話になってしまう。そして死刑や終身刑がなくなる。ならば、禁固の長い刑が相対的に「重い刑」となり、裁判官はためらう。刑期はだんだんと短くなるだろう。ゆきつく先は、「刑罰不要論」ではないか。

われわれは法によるサンクションをあきらめるべきなのだろうか。それよりはむしろ、刑罰をうまく機能させるシステムを考案した方が好ましい、と思うのだがどうであろうか。

3．糾弾

評者はいう。被害者側だけからの糾弾は加害者側の感情的反発を買うだけである、人は悪と無縁で生きられない。「「恥ずべきこと」を全くしたことがない人というのは、聖人君子でなければ、自己の「悪」を認識しない、あるいは忘れやすい人ではないだろうか」、悪いとわかっているけれど禁止できない、すべきでないと感じている人がいる、悪を根絶しようとすることは別の悪を産む、個人的な行動を「政治的」とみなして介入することは無用の反発を買う、と。

おそらく2章に対する評であろう。2章は、セクハラがなぜ「悪い」と感じられるのかの分析に焦点を当てた。だから、私がここですべきことは、セクハラが悪いこと（悪くないとはいえないこと）の論証であった。これを指して「糾弾」との評は、いささか厳しすぎるのではないか、というのが私の素朴な感想である。また、「悪い」ことの論証が糾弾であってよろしくないというならば、そもそも物事の善し悪しを社会的に論じることは不可能である。ならば本書ももちろん成立し得なくなる。

むしろ、私が本書を書いた動機とは、こうした風潮への「感情的反発」であった。価値観を論じることは何か悪いことである、という風潮である。だからこそ、すべてのルールの根底には価値観がある、と主張したのである（１章）。「「恥ずべきこと」を全くしたことがない人」は、聖人君子や、自己の「悪」を認識しない人の他にもいる。それは、社会に「悪」や「恥ずべきこと」はあり得ない、という、半端な価値相対主義者である。あなたは悪いと思うかもしれないけど、私は思わないよ、といえば、何事に依らず正当化できると考えている人々である。だからこそ、悪の間主観化、民主的決定が必要だと考えたのである。

もしも２章の主張に加害者側が反発するならば、私の主張が間違っている点を批判し、代替的に「セクハラが悪くないこと」（悪いと論証できないこと）を論証すればよい。そうしてはじめて議論は始まるだろう。そしてそうした議論を通じてはじめて、合意が形成されてゆくだろう。すなわち、価値観の呈示を「糾弾」として葬り去るところには合意はないのである。また、こうした議論を通してはじめて、「過失セクハラ」にどの程度のサンクションがかけられるべきか、法的に禁止すべきかどうかもあきらかとなるだろう。かりに「悪」があきらかになったところで、またどう工夫したところで、もちろん「根絶」はあり得ない（本書でも根絶を主張してはいない。人殺しや泥棒も根絶できない）。しかし、どの程度に抑えるべきか、そのためにどの程度のコストを社会が負担する用意があるか、といったことはあきらかになるだろう。

「個人的な行動」に介入するのは反発を買う、と評者はいう。しかし、問題はそもそも何が「個人的」で何がそうでないかということだ。「家庭内の問題はプライバシー」という意識から、ワイフ・ビーティングが黙認されてきた。そうした経緯への反発から、「個人的なことは政治的」という標語がフェミニズムによって支持されてきた。

「個人的なこと」という言葉は、「だから自由であるべきだ」という価値観を内包している。しかし、「個人的」とそうでないこととの区別はもともと恣意的である。なぜなら、行為とはほとんどが相互行為であるからだ。自分だけで話がすむような行為はほとんどない。しかるに、ある行為は「個人的」だから「自由」だといわれ、別の行為はそういわれない。その差は何か。これからはどこにその線を引くのか。これまた議論にかかる問題なのである。

４．男性性市場

３章「市場主義は世界を救えるか」に移ろう。ここで私は性の商品化、ミスコンの問題を扱った。

評者はいう。「商品化しているのは「女性性」だけだということを前提にして議論を続けている。だが、そのように前提化してしまうのは、それ自体、今日の非対称的状況を永遠化してしまうことにならないだろうか。」そして、男性性市場の発達という可能性を考

慮すべきだと主張する。

私もまた、男性性市場の発達には望みをかける者である（ちなみに筆者はかつて、ミスターコンテストの開催に関わったことがある）。現在の諸問題は、女性性市場だけの肥大化にその原因があると考えるからである（おもに３章155頁～）。しかしながらそれには期待できない旨もまた、３章で分析した（166頁：「したがって市場化された結婚が一般的になれば、かりに男性性への需要が生じたとしても、男性性市場の成立は困難となる。このときセクシュアリティ市場は、男女不均衡という性質を維持または拡大する。」）。すなわち現在偏っているならば、予期せざる効果により、それが将来的にも固定化されるであろう、これが私がここでいいたかったことなのである。

したがって、上記の批判は当たらないと私は思う。問題は、それでも男性性市場が発達しうるかどうか、また、発達せずに女性だけが市場化され続けるとしてもなお、それを放置しておくべきなのか否か、といったことなのである。

５．市場の失敗

評者はいう。市場が失敗するのはなにも女性性市場に限ったことではない。問題はそれでも市場をなくすわけにはいかないということだ、著者が市場を全面否定するならそれは飛躍である、また、規制せよというならば、既説と変わらない、と。

「市場の失敗」については、まったくおっしゃる通りである。私もまた、そうした反論は予期していた。だからこそ、コース流に、「権利体系の選択問題」が生じる、と主張したのである（143頁）。市場はすべて外部効果から無縁ではない。問題はそれをどう処理するかということだ。外部効果を出す権利を認めるのか、外部効果から自由な権利を認めるのか、どちらも認めないのか、といったことについて、市場ごとに検討されなければならない。そしてもちろん、女性性市場もその例外ではありえないのである。

性の商品化が問題となるたびに、「市場の成り行きだから仕方がない」といった意見を耳にする。本章はそれらに対する反論として書かれたものである。市場は巧みであると同時に、さまざまな外部効果を噴出し続ける。市場を採用するにせよ、また市場を採用するならなおさら、これらをどう処理するかの判断を下さなければならない。外部効果の「たれながし」を黙認するのか、それらを規制するのか、あるいは市場が存在することによるコストがあまりにも大きいならば、市場そのものを禁止する可能性もあるだろう。では、どれを選ぶべきなのか。ふたたび問題は価値判断なのである。

ここで私が行ったことは、女性性市場の存在の指摘、その外部効果の指摘、そして、これらをどうすべきかの判断の呼びかけ、これに尽きる。したがって、規制も禁止も主張していない。いま私にいえることはただ、その外部効果の大きさから見て、放任すべきではない、ということだけである。

評者は私が市場の規制を主張しているのか、禁止を主張しているのか、または市場の放

任を主張しているか、どれかであると解釈している。しかし、上記のように、どれでもない、というのが私の回答である。また、評者においては、上記の分類を採用したために、いささかの誤解が生じているように思える。以下、細かいことだが列記しよう。

(1)「ポルノは親が教材として子どもに見せればよい」

これは市場放任論として主張したのではない。「子どもの判断力を養うために」ポルノを子どもにも自由化すべきだという意見に対する反論として述べたのである。

(2)「メンバー制のクラブのようなもの」

これも規制論として主張したのではない。従来の性道徳を批判する立場への反批判として述べたのである。

(3)「性の商品化は女性差別である」

この部分は「すなわち、性の商品化は女性差別である、という感覚もまた、この原則に依存している」という文章の一部である。「この原則」とは、性行為の非公然性の原則である。すなわちもしも非公然性の原則を採用するならば、性の商品化が女性差別と思えても不思議はない、と述べているのである。性の商品化を禁止しろ、とは述べていない。

(4)「性の商品化は非とされるしかない」

ここもif-then構文である。「もしもわれわれがこれを選択しないならば」という条件付きである。「これ」とは性行為の「公然性」原則である。すなわち、性を棲み分けてはならない。性はいつでもどこでもオープンであるべきだ、という主張である。

このように、私が行っているのは常に、「常識の論理学」ともいうべきものだ。すなわち、もしもみなさんがAという価値判断を採用するなら、Bは採用できません。Bを採用しようというなら、Aを捨てなくてはなりませんよ、と勧告（脅迫？）しているだけなのである。そして、その論証の責はもちろん、私が負うものである。すなわち私は本書において、ささやかながらも挙証責任を果たした、と自負しているのであるがいかがであろうか。

【最後に】

評者の問いかけは、おもに本書の１～４章に即して行われた。したがってここでの答えもこの範囲に収まっている。ここで付言しておきたいのは、５，６章とのスタンスの違いである。

１～４章では、自由主義、市場主義を批判した。その限りでは本書はきわめて「保守的」である。しかし、５章で行ったことはその逆であり、ここでは従来の性道徳を批判している。そして６章では新しい性道徳を模索してみた。

自由主義も、市場主義も、旧来の性道徳も、まったく頼りにならない。われわれには、いま手元にある原理原則だけで社会を運営してゆくことなどできないのである。だからこそ、われわれは自由主義でもなく、市場主義でもなく、伝統主義でもない、新しい道徳を

創造しなければならない。それが本書でもっとも主張したかったことである。

以上、本書に即してお答えしてきた。しかし、評者の問いかけは、本書を離れて有効である。ではいったいどうすべきなのか。女性性市場を公認すべきか、規制すべきか、撤廃すべきか。

最後に個人的意見を述べよう。「非公然性原則」を放棄すべきではない、男女別労働市場を放任すべきではない、再生産責任の女性への片務を許容してはならない、以上の理由により、女性性市場はヤミに置くべきものである。そして、ヤミがあまりに肥大し、コントロール不能となる前に、十分な規制を行うべきである。そう考えている。評者の、またみなさんのご意見を伺いたいところである。

最後の最後に、本書が議論に値すると判断し、積極的な問いかけを行って下さった塩川氏にもう一度、またこのような議論の機会を与えて下さった三田社会学編集委員会に、心から感謝の意を表したい。

（ながた　えりこ　滋賀大学経済学部）